

久喜市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

久喜市生活保護法施行細則（平成22年久喜市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第5号中「家屋（宅地）賃貸借契約証明書」を「家屋・間代・地代証明書」に、同項第6号中「家屋等補修（修理）計画書」を「住宅補修計画書」に改める。

第4条中「生活保護決定（変更）通知書」を「保護（変更）決定通知書」に、「生活保護法による保護申請の却下決定通知書」を「保護申請却下通知書」に改める。

第6条中「扶養義務の履行について（照会）」を「生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）」に改める。

第10条中「就労自立給付金支給申請書」を「就労自立給付金申請書」に改める。

第11条中「就労自立給付金支給決定通知書」を「就労自立給付金決定通知書」に改める。

第12条中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第13条中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

第14条第1項中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を同法第77条の2の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2の2第1項に基づく徴収金の場合）」に改める。

第14条第2項中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を同法第78条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第

7 8条第1項に基づく徴収金の場合)」に改める。

様式第1号から様式第17号までを次のように改める。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

様式第1号（第3条関係）

久喜市福祉事務所長 あて

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ (電話番号)							現在のところに住み始めた時期 年 月 日				※ 福祉事務所受付年月日
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況（別添1）			収入の状況（別添2）			関係先照会への同意（別添3）					
援助者の状況でくれ	世帯主又は家族との関係	氏名	住 所			今まで受けた援助及び将来の見込					
保護を申請する理由（具体的に記入して下さい。）											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日											
住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 ()											

（記入上の注意）

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（注）この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第2号（第3条関係）

生活保護法による保護変更申請書

年　　月　　日

久喜市福祉事務所長　あて

申請者　住所

氏名

該当者との続柄

次のとおり相違ないので、生活保護法による保護の変更を申請します。

- ※1　この他に、資産の状況を記載した書面その他の保護の決定に必要な書面の提出を求められることがあります。
- 2　不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第3号（第3条関係）

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひよう書類を添えて申請します。

久喜市福祉事務所長 あて

年　月　日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死 者	氏　名	年　月　日生			葬祭を行う 者との関係	
	死　亡 年月日	年　月　日		死亡時の 住所又は居所		
葬　祭　予　定　日			年　月　日			
葬　祭　費		遺　留　金　額		差　引　不　足　額		備　考

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第4号（第3条関係）

(表面)

資産申告書

年　月　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土地	(1) 宅地	有 ・ 無				有 ・ 無
	(2) 田畠	有 ・ 無				有 ・ 無
	(3) 山林 その他	有 ・ 無				有 ・ 無
建物	(1) 居住用	持家 借家・借間 〔いずれかを ○で囲んで 下さい〕	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(2) その他	有 ・ 無			(家賃 円)	有 ・ 無

2 現金・預貯金、有価証券等

現金	有 ・ 無	円			
預貯金	有 ・ 無	預金先		口座番号	口座氏名
有価証券	有 ・ 無	種類		額面	評価概算額

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

		契約先	契約金	保険料
生命保険	有 ・ 無			
その他の保険	有 ・ 無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪・原動機付き自転車を含む)	有 ・ 無	使用状況 使用 未使用	所有者氏名	車種	排気量	年式
貴金属	有 ・ 無	品名				
その他 高価なもの	有 ・ 無					

4 負債（借金）

	金額	借入先
有・無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの（例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等）は、この申告書に必ず添付して下さい。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第5号（第3条関係）

(その1)

(表面)
収入申告書

年　月　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所
氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先（会社名）等	区分	当月分 (見込額)	前3か月分		
				()月分	()月分	()月分
		収入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んで下さい。）

	種別	収入額
有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額　　円 年額　　円
有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額　　円 年額　　円
有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額　　円 年額　　円

3 仕送りによる収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

	内 容	仕送りした者の氏名
有 ・ 無	仕送りによる収入 円	
有 ・ 無	現物による収入 Kg	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んで下さい。)

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

有 ・ 無	内 容	収 入
	生命保険等の給付金	円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
	その他	円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものと併記する。）

有 ・ 無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働 い て 得 た 収 入 の な い 理 由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第5号(第3条関係)

(その2)

(表面)

収入申告書

年　　月　　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者 者の名前	仕事の内容勤め 先(会社名)等	区分	()月分 (見込額)
		収入	
		必要経費①	
		就労日数	
		収入	
		必要経費②	
		就労日数	
		収入	
		必要経費③	
		就労日数	
必要経費 (前月分) の 主な内容	① ② ③		

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、 年金生活者支援給付金、その他()	収入額	月額 年額	円 円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
無	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい。)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

年　　月　　日　　までに提出してください。

(裏面)

4 その他の収入（前3か月間の合計を記入して下さい。）

有 ・ 無	内容	収入
	生命保険等の給付金	円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
	その他	円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものと併記する。）

有 ・ 無	内容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けている者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第5号(第3条関係)

(その3)

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

(表面)

収入申告書

年　　月　　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所

氏名

電話番号

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

(年　月)

日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)	日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16									

合 計	就労日数	日
	収入額	円
	必要経費額	円

(注) 1. 記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。

年　　月　　日　までに提出してください。

(裏面)

2. 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んで下さい。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、その他（ ）	収入額	月額 年額	円 円
-------------	---------------------------------------------------	-----	----------	--------

3. 仕送りによる収入

有 ・ 無	内 容	仕送りした者の氏名
有	仕送りによる収入	円
無	現物による収入 (もらったものを○で囲んで下さい。)	Kg

4. その他の収入

有 ・ 無	内 容	収入
有	生命保険等の給付金	円
無	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
	その他	円

(記入上の注意)

- 1 「1 働いて得た収入」のうち、
 - (1) 働いた日に○印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載して下さい。
また、1箇月の合計を合計欄に記入して下さい。（ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入して下さい。）
 - (2) 合計欄の必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- 2 2～4の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 4 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- 5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第6号（第3条関係）

久喜市福祉事務所長　あて

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めるに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

調査事項

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年　　月　　日

住所

氏名

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第7号(第3条関係)

給与証明書

年　月　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所

事業所(雇主)

電話番号

次のとおり証明します。

氏名	(歳)		職務 名及 び容	
居住地				
給与額	基本給	円	所得税	円
	日給(日分)		健康保険料	
	家族手当		厚生年金保険料	
	地域手当		雇用保険料	
	手当			
	交通費			
小計(イ)		小計(ロ)		
差引支給額 (イ) - (ロ)				
前2月の 手取額	月分	摘要		
	月分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意下さい。				

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第8号（第3条関係）

久喜市福祉事務所長 あて

家賃・間代・地代証明書

借受人	氏名		
	住所		
賃貸借料	家賃	月額	円
	借間代	月額	円
	借地代	月額 年額	円
構造	木造	鉄筋コンクリート造	その他（ ）
	平屋	() 階建	その他（ ）
床面積			m ²
権利金			円
敷金			円
契約更新料			円
条件			
契約期間	年　月　日　～　年　月　日		
備考			

上記のとおり証明します。

年　　月　　日

住所

氏名

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

久喜市福祉事務所長 あて

年　月　日

住所

氏名

住宅補修計画書

建物の 規模構造						
補 修 を 必 要 と す る 状 況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補 修 の た め に 必 要 と す る 費 用 の 内 訳	品　名	規　模	単価×数量＝金額			備　考
	単　価	数　量	金　額			
見 積 書	見積年月日					年　月　日
	住　所					
	氏　名					

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第10号（第3条関係）

年　　月　　日

久喜市福祉事務所長 あて

住所

氏名

生業計画書

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見透し

(1) 収入をあげ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2) から (3) を引いた額

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

保護（変更）決定通知書

生活保護法によるについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助（b）					合計 (c = a + b)	
種類						
金額	円	円	円	円		
支給区分						
Cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額)		円	円	円	円	費用徴収額 円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額

4. 備考

備考

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参して下さい。

問い合わせ先

担当員

様式第12号（第4条関係）

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した事由

問い合わせ先

担当員

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

保護停止（廃止）決定通知書

生活保護法による生活保護の停止（廃止）について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 停止する期間

2 廃止する時期

3 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

担当員

様式第14号（第5条関係）

久 第 号
年 月 日 交付

検 診 命 令 書

久喜市福祉事務所長 印

下記により検査を受けてください。

1 検診を受ける日時

2 検診を受ける場所

3 検診を行う医療機関の名称

住所

担当医師等氏名

4 検診理由

5 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先

担当員

福祉事務所受理	印
---------	---

様式第15号（第5条関係）

検 診 書

検査を受ける者の

居住地及び氏名

歳

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院（所）長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※ 地区担当員

記事

※ 福祉事務所

嘱託医意見

(注意)

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

担当員

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

様式第16号（第5条関係）

久喜市福祉事務所長 あて

検 診 料 請 求 書

年 月 日

医療機関の所在地
及 び 名 称
院（所）長氏名

取引金融機関	銀行・信金
	信組・労金
本支店	当座No.
	普通No.
	フリガナ
	名義人

次のとおり請求します。

受 診 者	(満 歳) ()		
居 住 地			
請求額	診 察 料	点	(検査名簿)
	検 診 料	点	自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文 書 料	円	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
			精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 年 月 日)
	合 計	円	

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求してください。

問い合わせ先

担当員

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第17号（第6条関係）

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により までご回答下さい。

要（被）保護者

住 所

氏 名

（特記事項）

（参考）

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の家族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

担当員

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

別紙

扶 養 届 書

久喜市福祉事務所長 あて

記入日 年 月 日

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可	・	不可
	理由		
支援の開始時期	年	月	から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号	—)

2 金錢的な援助について

金錢的な援助の可否	可	・	不可
	理由		
将来的な援助の意思	有	・	無
援助の開始時期	年	月	から (又は既に行っている)
①金銭により毎月 (年) 円を送付します。			
②物品により毎月 (年) を程度送付します。			
③氏名 を引き取って扶養します。			
④その他			

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職業	勤 務 先	平均月収額
本人					円
上記のうち についての					
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名					
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)		
		③田畠 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)		
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年)	額	返済の終了予定
		住宅ローン		円	
		その他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況					
上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として					
①認定されている ②認定されていない ③認定手続を取るつもり					

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

様式第19号から様式第24号までを次のように改める。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第19号（第10条関係）

年　　月　　日

就労自立給付金申請書

久喜市福祉事務所長　あて

申請者　住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏　名	性　別	生　年　月　日
	男・女	年　月　日 (　歳)
	男・女	年　月　日 (　歳)
	男・女	年　月　日 (　歳)
	男・女	年　月　日 (　歳)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

2 保護の廃止時期

3 支給を決定した理由

4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

支給年月日 支給方法

5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となります。一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

担当員

(表)

様式第21号（第12条関係）

年　月　日

進学・就職準備給付金申請書

久喜市福祉事務所長 あて

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称

4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前の異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
• 入学金を納付したことを証明する書類の写し
• 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
• 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
③ その他支給決定にあたり必要な書類
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
• 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
• 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
• その他確実に就職先に就職することを証する書類
② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
③ その他支給決定にあたり必要な書類
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

(裏)

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの種類を添付してください。

久 第 号
年 月 日

久喜市福祉事務所長 印

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給の可否

2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、通学区分

支給額 円

支給日 年 月 日

通学区分

3 不支給の場合、その理由

4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

問い合わせ先

担当員

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第23号（第14条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

久喜市福祉事務所長 あて

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）
及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月
日付費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充て
ることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴
収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年　　月　　日

住 所
氏 名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の久喜市生活保護法施行細則の規定に基づいてなされている申請、申告その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の久喜市生活保護法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

福祉事務所 受付日	月　　日
--------------	------

様式第24号（第14条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

久喜市福祉事務所長 あて

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならぬものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年　　月　　日

住　所
氏　名

年　　月　　日

私は、本申出に基づき 年　　月分からの保護金品等より、毎月　　円を
年　　月　　日付費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく
徴収金の支払いに充てるものとします。